路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北海道虻田郡洞爺湖町泉一一三番三一から同道虻田郡洞爺湖町泉一一三番四三まで	前	最大 二二一 最小 五三	二二二
	後	最大 二二五 最小 八一	

○国土交通省告示第百一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月五日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月五日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北海道縦貫自動車道函館名寄線	北海道虻田郡洞爺湖町泉一一三番三一から同道虻田郡洞爺湖町泉一一三番四三まで	平成二十六年二月六日〇時

国土交通大臣　太田　昭宏

○関東地方整備局告示第三十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年二月五日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
関東地方整備局長　18
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社J建築検査センター
三(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	髙橋　伸一
変更後	石井　則久

(2)　変更年月日
平成二十六年一月二十三日

○中部地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月五日　中部地方整備局長　八鍬　隆

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四百七十四号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
飯田市千栄三番五から同市千栄一番一まで	前	一五・〇〇～一五・〇〇	〇・〇三四
	後	一五・二四～一八・八八	〇・〇三四

㈣　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中国地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月五日　中国地方整備局長　栗田　悟

一　施行者の名称　山口県
二　都市計画事業の種類及び名称　山口都市計画道路事業三・五・十七号泉町平川線
三　事業施行期間　自平成二十六年二月五日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　山口県山口市若宮町、今井町、穂積町、富田原町及び大字平井地内
使用の部分　山口県山口市若宮町、今井町、穂積町、富田原町及び大字平井地内

○中国地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月五日　中国地方整備局長　栗田　悟

一　施行者の名称　山口県
二　都市計画事業の種類及び名称　田布施都市計画道路事業三・四・三号八和田定井手線
三　事業施行期間　自平成二十六年二月五日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　山口県熊毛郡田布施町大字波野字由免、字塩坪、字道免、字寺家田、字波野府及び字土井ノ内並びに大字下田布施字風呂ノ本地内
使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月五日　中国地方整備局長　栗田　悟

一　施行者の名称　鳥取県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年中国地方整備局告示第十八号鳥取都市計画道路事業三・五・八号滝山桜谷線及び三・六・四号立川甑山線
三　事業施行期間　自平成十六年三月五日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月五日　四国地方整備局長　三浦　真紀

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　三十三号及び四百四十号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
松山市久谷町乙二九五番一地内	前	一〇・八二～一七・五二	〇・〇六四
	後	一二・二七～一七・五二	〇・〇六四

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所